

北杜市転入子育て世帯家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子育て世代に選ばれるまちづくりを推進するため、本市に転入し民間賃貸住宅に居住する子育て世帯に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 転入子育て世帯 第6条の規定による計画書の提出をする日（以下「計画提出日」という。）において、本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている15歳未満の児童（15歳に到達した日以後最初の3月31日までの間にある子を含む。以下同じ。）と、その父又は母が同居している世帯をいう。ただし、当該児童の父母が婚姻している場合は、当該児童が父母のいずれとも同居している世帯でなければならない。

(2) 民間賃貸住宅 市内において民間事業者により建築された一戸建て又は共同住宅であって、住居の用に供する家屋のうち、賃貸を目的とした家屋をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 市営住宅及び県営住宅

イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅

ウ 申請者又はその配偶者の2親等以内の親族が所有している住宅

エ 短期賃貸住宅（賃貸借契約の期間が1年未満の住宅をいう。）

オ 家賃が月額15万円以上である住宅

(3) 同居 住民基本台帳において同一世帯内に記載され、かつ、現に同一の生活費を共用している者と同一の住宅内で居住することをいう。

(4) 家賃 賃貸借契約に基づく賃料（共益費、管理費及び附属施設使用料を除く。）をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象世帯」という。）は、転入子育て世帯であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に定住する意思を持っていること。

(2) この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後、新たに賃貸借契約を締結して本市に転入し、民間賃貸住宅に入居した世帯であること。ただし、

施行日以後、本市から転出し、転出日から1年以内に再度本市に転入した世帯を除く。

- (3) 児童（転入子育て世帯に属する15歳未満の児童をいう。）の父又は母のいずれかが民間賃貸住宅の賃貸借契約者（以下「賃貸借契約者」という。）であること。
- (4) 市税、市債務その他の徴収金を滞納していないこと。
- (5) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (6) この告示に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (7) 北杜市子育て世代マイホーム補助金交付要綱（平成27年北杜市告示第69号）及び北杜市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和5年北杜市告示第11号）による補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助対象家賃）

第4条 補助金の対象となる家賃は、月額の家賃を単位とし、当該家賃の額（勤務する事業所から住宅手当が支給されている場合にあっては、これを控除した額とする。）に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、2万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象家賃の額に家賃の実支出月数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の月数は、転入日の属する月（転入日の属する月の家賃が日割り家賃の場合にあっては、当該月の翌月）から連續する月とし、12箇月を限度とする。

（計画書）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象世帯（以下「申請者」という。）は、北杜市転入子育て世帯家賃計画書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、転入日から3箇月以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 住宅手当支給証明書（様式第2号。住宅手当の支給を受けている場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する申請者は、補助対象世帯に属する者のうち、賃貸借契約者とする。

（計画承認等）

第7条 市長は、前条の規定により計画書の提出があったときは、速やかに内容及び関係書類を審査し、補助対象として認めたときは、北杜市転入子育て世帯家賃計画承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付すことができる。

（変更等の承認）

第8条 前条第1項の規定により計画の承認を受けた申請者（以下「補助承認者」という。）は、計画の内容等を変更し、又は計画を取り下げるときは、北杜市転入子育て世帯家賃計画変更（取下げ）書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市転入子育て世帯家賃計画変更承認書（様式第5号）により当該補助承認者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助承認者は、補助対象として承認を得た最終月の家賃を支払ったときは、北杜市転入子育て世帯家賃補助金交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、当該支払日から3箇月以内に、市長に申請しなければならない。

- (1) 家賃を支払ったことを証する書類
- (2) 住宅手当が支給されたことが確認できる書類（住宅手当の支給を受けている者に限る。）
- (3) 市税、市債務その他の徴収金の滞納がないことが確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第10条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに内容及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、北杜市転入子育て世帯家賃補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助承認者（以下「補助決定者」という。）が補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市転入子育て世帯家賃補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 補助決定者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、申請者、補助承認者又は補助決定者に対し、報告を求め、又は関係職員を派遣して調査させることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 この告示の廃止前に転入した補助対象世帯の補助金の交付については、この告示の失効後も、なお従前の例による。この場合において、第9条の規定中「当該支払日から3箇月以内」とあるのは「当該支払日から3箇月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日まで」と読み替えるものとする。